

お客様各位

令和元年9月4日

「消費税率変更に伴う弊社対応のお知らせ」

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、

同時に軽減税率制度も開始されることとなりましたので、

弊社の対応を下記の通りご案内させていただきます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 令和元年9月30日以前に弊社より出荷が完了する商品及びサービス

**現行税率 8% を適用した計算によりご請求させていただきます**

2*. 令和元年9月30日以前にご注文いただき、

弊社の出荷が令和元年10月1日以降となる商品及びサービス

3. 令和元年10月1日以降にご注文いただく商品及びサービス

**新税率 10% を適用した計算によりご請求させていただきます**

※上記2のケースに関しまして、弊社にご注文いただく際は、必ず新税率(10%)適用のご了承をいただきますようお願い申し上げます。
尚、弊社ではその際に発生する旧税率(8%)と新税率(10%)の適用におけるクレーム等は一切お受けできませんので予めご了承ください。
また弊社取扱いの商品及びサービスで、軽減税率対象品目はございません。

誠に恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

株式会社ナイトロンジャパン
Nitron Japan Co., Ltd.

営業部 担当羽柴

〒344-0134 埼玉県春日部市立野403 TEL: 048-812-5188 FAX: 048-812-5189